

フロン類対策における関係事業者の取組の強化の方向（案）

段階	主体	現在のフロン回収破壊法上の義務	取組の強化の方向
製造	フロン類メーカー （輸入業者含む）	—	○フロン類に関する一定の環境負荷指標の計画的低減 （例：低GWP化、供給量削減、再生等の取組を多面的に評価する指標を削減）
	フロン類使用製品メーカー （輸入業者含む）	—	○製品へのフロン類使用に関する基準の達成 （例：適切な製品区分ごとの温室効果等の基準値を、目標年度における出荷数による加重平均で達成） ○表示 （例：オゾン層破壊・地球温暖化への影響との対比における性能を製品に表示）
使用	機器ユーザー	—	○一定の管理基準の遵守 （例：設置環境維持、定期点検、修理等の機器の適正な管理に必要な基準を遵守） ○補充量等の報告 （例：一定規模以上フロン類を漏えいした機器ユーザーは、補充量等を国に報告）
整備	特定機器整備者	○回収業者へのフロン類の引渡し義務	
	フロン類を充填する者	—	○一定の業規制 ○基準に従った充填 ○機器の整備の発注者への充填量の報告
廃棄	機器ユーザー （特定製品廃棄等実施者）	○回収業者へのフロン類の引渡し義務、行程管理制度に係る義務（回収業者へ回収依頼書交付義務等、引取に問題ある場合に都道府県	

		知事への報告義務)	
	フロン類 回収業者	○登録制 ○フロン類の引取義務・引渡義務 ○基準に従った回収義務	○技術力の確保及び向上
フロンの 破壊	フロン類 破壊業者	○許可制 ○フロン類の引取義務・破壊義務 ○基準に従った破壊義務	○破壊の結果を廃棄等実施者又は整備発注者（機器ユーザー）に報告
フロンの 再生	フロン類 再生業者	—	○一定の業規制 ○基準に従った再生 ○再生の結果を廃棄等実施者又は整備発注者（機器ユーザー）に報告